

福岡県公報

令和 3 年 9 月 21 日
第 235 号

目 次

告 示 (第814号・第815号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 公 告**
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6

- (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) 9
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 9
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (環境保全課) 10

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) 10

告 示

福岡県告示第814号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|--------------|-------|---------------|
| | | |

| | | | |
|-----|--------------------------|---|--|
| 那 珂 | 基 山 停車場 平等寺 筑紫野 | 線 | 筑紫野市大字山口917番 1 先から 筑紫野市大字山口912番 1 先まで |
|-----|--------------------------|---|--|

福岡県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|--------------|--------------------------|---|
| 那 珂 | 基 山 停車場 平等寺 筑紫野 | 線 筑紫野市大字山口855番 1 先から 筑紫野市大字山口790番 1 先まで |

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ラ・ムー久留米東店

(2) 所在地 久留米市御井町2037-1外11筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|-----------|-------------|-----------------|
| 大黒天物産株式会社 | 代表取締役 大賀 昭司 | 岡山県倉敷市堀南704番地 5 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|-----------|-------------|-----------------|
| 大黒天物産株式会社 | 代表取締役 大賀 昭司 | 岡山県倉敷市堀南704番地 5 |

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年5月4日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,014.48平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数（台） |
|--------|---------|
| 建物南側 | 72 |
| 合計 | 72 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数（台） |
|--------|---------|
| 建物東側 | 58 |
| 合計 | 58 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積（平方メートル） |
|-----------|------------|
| | |

| | |
|-------|------|
| 建物北西側 | 27.0 |
| 合計 | 27.0 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量（立方メートル） |
|--------------|------------|
| 建物内北西側 | 9.45 |
| 合計 | 9.45 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-----------|------|------|
| 大黒天物産株式会社 | 24時間 | |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位置 |
|-------|-------------|
| 2箇所 | 建物南東側、建物南西側 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年8月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー古賀店

(2) 所在地 古賀市中央四丁目1-1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 | 合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年8月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 筑後市大字山ノ井字扇田737番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 | 合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 | 合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年8月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー光が丘店
- (2) 所在地 筑紫野市光が丘四丁目1番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 | 合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 | 合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年8月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 森林都市ショッピングセンター
- (2) 所在地 宗像市自由が丘三丁目12番4

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外1号 | 合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外1号 |

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 | 合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年8月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄三丁目113番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 | 合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 | 合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マルシヨク吉野店

(2) 所在地 大牟田市大字橋1544番地の1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| 株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外5者 | 株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F 外4者 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブのおがた

(2) 所在地 直方市大字知古756番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

株式会社サンリブ
代表取締役 菊池 毅
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

株式会社サンリブ
代表取締役 菊池 毅
北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ヒマラヤスポーツ福岡新宮店ほか

(2) 所在地 糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内E12街区

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 3 年 9 月 3 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ユニクロ春日店

(2) 所在地 春日市大字下白水205番 1 の一部外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号 | 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 3 年 9 月 3 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ユニクロ福岡新宮店

(2) 所在地 糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内（E13-3 街区）

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号 | 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号 |

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 3 年 9 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|----------|----------|----------------|
| 古賀市 | 平成27年度から令和元年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 谷山の一部 | 令和 3 年 9 月 8 日 |
| 大任町 | 平成28年度から平成29年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 大字今任原の一部 | 令和 3 年 9 月 8 日 |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 9 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2・3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|--------------|---------------------------|
| 糟屋郡新宮町大字原上地内 | 令和3年8月2日から 令和3年10月8日まで |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（2・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|--------------|---------------------------|
| 糟屋郡新宮町大字原上地内 | 令和3年8月2日から 令和3年10月8日まで |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（数値撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|------------|----------------------------|
| 京都郡苅田町管内一円 | 令和3年6月24日から 令和3年9月30日まで |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|----------------|----------------------------|
| 北九州市小倉南区長野東町ほか | 令和3年6月29日から 令和4年1月31日まで |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|-----------------|---------------------------|
| 北九州市小倉南区蒲生一丁目ほか | 令和3年7月8日から 令和3年8月31日まで |

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、みやこ町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 測の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|-----------|----------------------------|
| 京都府みやこ町全域 | 令和3年7月26日から 令和4年3月31日まで |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字高橋1821番18、1821番41及び1821番42
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区馬出一丁目31番13-703号エバーライフ吉塚駅前
丸田 浩樹

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|---------------------|----------|--------------------------------|----------|
| 北九州市 | 平成30年度から 令和元年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 小倉南区大字沼、 沼本町二丁目・三 丁目の各一部 | 令和3年9月8日 |

| | | | | |
|------|---------------------|----------|---------------------|----------|
| 大牟田市 | 平成30年度から 令和2年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 大字手鎌の一部、 健老町、北磯町 | 令和3年9月8日 |
| 春日市 | 平成30年度から 令和2年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 大和町 | 令和3年9月8日 |
| 新宮町 | 令和元年度から 令和2年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 大字三代の一部 | 令和3年9月8日 |
| 添田町 | 平成30年度から 令和2年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 大字庄の一部 | 令和3年9月8日 |

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更しようとする都市計画の種類
筑豊広域都市計画道路3・4・38-6号 中央団地川宮線
- 2 開催の日時及び場所
(1) 日時
令和3年10月15日 午後7時00分から午後9時00分まで
(2) 場所
田川市役所1階12会議室（田川市中央町1番1号）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
(1) 筑豊広域都市計画道路の変更の案の概要

| 路線名 | 位置 | 区域（延長） |
|--|--|------------|
| 3・3・38-6号中央団地会社町線 （現3・4・38-6号中央団地川宮線） | 起点 田川市大字伊加利 終点 田川市大字奈良 主な経過地 田川市大字奈良 | 約2,680メートル |
| 3・4・38-16号宮尾町川宮線 （現3・4・38-6号中央団地川宮線） | 起点 田川市大字奈良 終点 田川市大字川宮 主な経過地 田川市大字奈良 | 約1,930メートル |

- (2) 閲覧

令和3年9月21日から同年10月5日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び

田川市役所建設経済部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和3年10月5日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

令和3年9月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国の機関（環境省）が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による意見公募手続を実施して定めた「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）」及び「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年環境省令第3号）」と実質的に同一の規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に基づく意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和3年9月17日

収用委員会

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和3年9月21日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡広域都市計画道路事業3・3・1-41号博多駅六本松線及び市道博多駅草ヶ江線（六本松交差点）改築工事に伴う市道付替工事（福岡市中央区六本松三丁目地内）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 地積〔（ ）は公簿地積〕 |
|--------------|------|----|--|
| 福岡市中央区六本松三丁目 | 104番 | 宅地 | 207.06（187.33）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積79.67平方メートル |
| | 105番 | 宅地 | 62.89（62.90）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積61.76平方メートル |

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土

地調書に基づくものである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
株式会社愛心商会
福岡市中央区六本松三丁目7番10号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
株式会社佐賀銀行
佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号
根抵当権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和3年9月3日